

令和３年第４回安芸市農業委員会定例会議事録

１．開催日時 令和３年４月２８日（水）午後１時３０分から３時１０分

２．開催場所 安芸市役所 二階 会議室

３．出席農業委員（１２人）

会長	１番	内川 昭二
会長職務代理者	２番	野町 亜理
会長職務代理者	３番	大久保暢夫
	４番	川島 一義
	６番	野村 勉
	７番	樋口 なぎさ
	８番	西岡 秀輝
	９番	有澤 節子
	１０番	福本 隆憲
	１２番	山内 芳幸
	１３番	栗山 浩和
	１４番	小松 豊喜

４．欠席農業委員（２人）

５番	千光士伊勢男
１１番	西岡 大作

５．出席農地利用最適化推進委員（６人）

安芸	渡辺 禎宏
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
井ノ口	小松 昌平
畑山	小松 光正
赤野	大野 實

６．議事日程

報告第１号	農地法第３条の３届出について
議案第２号	農地法第３条許可申請について
議案第３号	農地法第４条第１項許可申請について
報告第４号	農地法第４条届出報告について
議案第５号	農地法第５条第１項許可申請について
議案第６号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第７号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権

の決定について

報告第 8 号 農地中間管理事業法第 18 条第 7 項の農用地利用配分計画について

議案第 9 号 非農地証明願について

議案第 10 号 安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）
について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久

事務局次長兼振興係長 長野 顕文

事務局農地係長 弘井 恭介

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 12 人であります。欠席委員は、5 番千光士伊勢男委員、11 番西岡大作委員で、所用のため欠席との届出がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

4 月 21 日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

4 月 26 日に、安芸市農業再生協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に有澤節子委員及び山内芳幸委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出についてですが、今回は 3 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号 1 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の 20 筆で、面積は全部で 10,534.91㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 2 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の 4 筆で、面積は 550m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり穴内乙の 4 筆で、面積は 982m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。

議案書は 4 ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の 5 筆で、地目は田で、面積は全部で 4,415m²です。

贈与による所有権移転の申請でナスを栽培している又は作付する予定をしております。所在地につきましては、5 ページに地図がございます。

伊尾木宮田岡集落の南の方に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、事前に送付しております A 3 サイズの農地法第 3 条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現在の耕作すべき農地の中に耕作状況が不十分なものがあるため、改善計画を提出してもらい、その計画どおり作業を行うことにより改善される見込みであります。

これらのことから、本申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては 4 月 13 日に内川昭二委員、野村勉委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告は私が行ないます。野村勉委員もお願いします。

1 番内川委員 4 月 13 日に弘井君と野村勉委員と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

6 番野村委員 4 月 13 日に弘井君と内川昭二会長と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第 3 号の農地法第 4 条申請について説明いたします。

今回は 1 件申請が提出されております。議案書は 6 ページをご覧ください。

申請者、申請地は議案書に記載のとおり、井ノ口乙で、地目は畑、面積は 26.5㎡、転用目的は墓地の建設となっております。場所は 7 ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。石神神社の南に入っていたところで、周辺はほぼ墓地となっております。

現地確認については 4 月 13 日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙の A3 サイズの農地法第 4 条調査書でご説明いたします。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第 2 種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第 1 種、第 2 種（オに規定するものに限る）、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして 2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。現地写真で確認できますが、既に転用事業は終了しており、始末書が提出されております。申請理由については、被相続人が生前、墓地を移設しており、相続人はその際、転用手続きも完了しているものと思っていたが未申請であることが分かったため、今回、正しい農地法手続きを行うもので、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既設であるため費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設であり、転用事業は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、墓地とし

て転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲に農地はありません。また、排水を生じる施設の設置はなく雨水については自然浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、大久保暢夫委員お願いします。

2 番大久保委員 4 月 13 日に長野君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第 4 号、農地法第 4 条届出報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 報告第 4 号、農法第 4 条届出報告について説明いたします。議案書は 8 ページをご覧ください。

農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自分の農地に 200㎡以内の農業用施設を建てる場合は届け出を行うだけでよく、今回は 1 件届出がありました。

申請者、申請地は議案書に記載のとおりとなっています。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。所在地につきましては 9 ページの地図をご覧ください。赤野のレストラン矢流の北東にある農地です。農業用の倉庫を建てる届出となっております。なお、4 月 14 日に野町亜理委員、大野實委員に現地確認していただきました。周辺の農地からは同意書が提出されており、排水は生じず、雨水は申請地の南西側に排水管を通し、南側の申請人の土地に流す予定であります。

以上です。

議長 現地確認委員の報告を、野町亜理委員、お願いします。

2 番野町委員 4 月 1 4 日に弘井さんと大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 ただいまの報告第 4 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 議案第 5 号の 5 条申請について説明いたします。今回は 1 件申請が提出されております。

議案書は 1 0 ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野甲で、地目は畑、面積は 352㎡、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は 1 1 ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。須崎青果の北西にある農地となっております。現地確認については 4 月 1 4 日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙の A 3 サイズの農地法第 5 条調査書でご説明いたします。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第 1 種農地であると判断しています。理由は、1 0 ha 以上の集団農地であるためです。

続きまして 2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在、譲受人の子ども夫婦が香南市の賃貸住宅に居住していますが、子どもの成長とともに手狭になったことから個人住宅を建築することにしたというものです。建築資金は譲受人と譲受人の子ども夫婦の共同で調達します。子どもの世話や今後必要となってくる介護などの相互扶助なども選定理由であります。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行的されると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人住宅の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は

市道を挟んで農地でありますが隣地同意書が提出されています。西側及び南側は譲渡人所有の農地であり、北側は宅地であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に東側の市道側溝に排水し、雨水は地中浸透させる計画であります。なお、市道側溝への接続については安芸市建設課に事前協議済みであり申請すれば許可の見込みであります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上です。

議長 現地確認委員の報告を、野町重理委員、お願いします。

2 番野町委員 4 月 1 4 日に弘井さんと大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は 1 2 ページになります。

申請番号 1 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり畑山甲の農地 8 筆で、地目は田と畑で、面積は 3,220.3㎡です。ユズを栽培しており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 42,000 円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、1 7 ページに地図がございます。畑山押谷集落周辺にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 2 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり畑山甲の農地 7 筆で、地目は田と畑で、面積は全部で 932 m²です。

ユズを作付けする予定をしており、貸借期間は 3 年間で、賃借料は 10 a 当たり柚子酢 3 升現物払の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17 ページに地図がございます。先ほどの申請番号 1 番の東の方にある農地です。

申請番号 3 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 383 m²です。

野菜を作付けする予定をしており、貸借期間は 3 年間で、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18 ページに地図がございます。あき総合病院と安芸おひさま保育所の間に位置する農地です。

次に、申請番号 4 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 343 m²です。野菜を作付けする予定をしており、貸借期間は 3 年間で、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18 ページの右に地図がございます。井ノ口国繁集落の北に隣接する農地です。

申請番号 2 番から 4 番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 5 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で 1,100 m²です。ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 50,000 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19 ページの左に地図がございます。井ノ口松原集落の北で、小谷川の南に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 6 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地 1 筆で、地目は畑で、面積は 1,785 m²です。

ユズを栽培しており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10 a 当たり 10,

000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページの右に地図がございます。井ノ口にある農協のライスセンターの北の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,919㎡です。

ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は15年間で、賃借料は米15俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。川北西ノ島集落の西の川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,300㎡です。

オクラを作付けする予定をしており、貸借期間は2年間で、賃借料は10a当たり10,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。川北保育所の西にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で674㎡です。

ナス等を栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。赤野東赤野集落の東にある赤野川の対岸に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号10番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,393

m²です。

ナス、水稻を栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり米5.4俵代、米4.4俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。申請番号9番の東の方に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号11番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は2,212m²です。

ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり米7俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの左に地図がございます。赤野西ノ岡集落の北の方にある赤野天ノ平地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号12番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,369m²です。

キュウリを作付けする予定をしており、貸借期間は7年間で、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの右に地図がございます。僧津集落の北の方にある僧津地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号13番については、所有権移転の計画となります。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画を認定されたもの（認定農業者）である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が2%から1%に減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特例控除を受けることができます。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,182m²です。

ナスを作付けする予定をしており、２１４万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、２３ページに地図がございます。高知県農協安芸集出荷場の東の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますＡ３サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号１番、２番は小松豊喜委員、小松光正委員、申請番号３番は川島一義委員、渡辺禎宏委員、申請番号４番から６番は大久保暢夫委員、小松昌平委員、申請番号７番、８番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員、申請番号９番から１１番は野町亜理委員、大野實委員、申請番号１２番、１３番は福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号１番と２番は小松光正委員、申請番号３番は渡辺禎宏委員、申請番号４番から６番は小松昌平委員、申請番号７番と８番は中平秀一委員、申請番号９番から１１番は大野實委員、申請番号１２番と１３番は入交大輔委員、お願いします。

小松光正推進委員 ４月１２日に長野さんと小松豊喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

渡辺推進委員 ４月１４日に長野君と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

小松昌平推進委員 ４月１３日に長野さんと大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

中平推進委員 ４月１６日に弘井さんと西岡秀輝委員と樋口なぎさ委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

大野推進委員 ４月１４日に弘井君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 ４月１５日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長

それでは、審議をお願いします。

小松昌平推進委員 申請番号２番ですが、貸借期間が３年間で、ユズを植えるということですが、当然、その期間でユズを収穫することはできませんが、この計画で認められるのでしょうか。

事務局（長野） 確かにこの期間ではユズの収穫はできないので、借受人に確認しま

した。貸付人が長期の貸し付けを嫌がったため、この期間になったそうです。また、農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画については、その計画が安芸市の定めた基本構想に適合し、借受人が耕作すべき農用地を全部効率的に利用して耕作の事業をし、農作業に常時従事しておれば、どんな作物を作付けしてもかまわないので、要件は満たしております。ちなみに借地料については、別の場所で栽培しているユズの酢で払います。

小松昌平推進委員 分かりました。すいません、ついでに申請番号7番ですが、賃借料は米15俵代ですが、全部ですか、10a当たりですか。

事務局（長野） 借地全部です。ハウスを建てる面積分25aに対して10a当たり6俵代支払う計算で、この借地料になっております。

小松昌平推進委員 分かりました。

議長 他に意見等はございませんか。

（発言等なし）

議長 他になれば、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について説明いたします。議案書は24ページになります。農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,450㎡です。作物は転借人がナスを栽培する予定をしております。貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり60,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページの左に地図がございます。高知県農協安芸集出荷場の東の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田、面積は全部で2,000㎡です。

作物は転借人がナスを栽培する予定をしております。貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり60,000円の条件で新規設定する計画

です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページの左に地図がございます。先ほどの申請番号1番の東に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は1,437㎡です。

作物は転借人がショウガを栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は10a当たり30,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページの右に地図がございます。井ノ口宮ノ上の閑慶院の東の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,193㎡です。

作物は転借人が引き続きナスを栽培する予定をしておりまして、貸借期間を10年間から17年間に延長し、賃借料は74,600円から157,896円に変更する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページに地図がございます。赤野太夫屋地の吉野池の南にある赤野八流地区は場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番、2番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号3番は大久保暢夫委員、小松昌平委員、申請番号4番は野町亜理委員、大野實委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番と2番は入交大輔委員、申請番号3番は小松昌平委員、申請番号4番は大野實委員、お願いします。

入交推進委員 4月15日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明ど

おり間違いありません。

小松昌平推進委員 4月13日に長野さんと大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

大野推進委員 4月14日に弘井君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第8号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書27ページになります。

報告第8号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆、地目は田で、面積は6,064㎡です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は約5年間で、賃借料は10a当たり10,000円の条件で設定する計画です。このたび、3月23日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第8号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第9号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 議案第9号、非農地証明願について説明いたします。議案書は28ページをご覧ください。

申請番号1番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は82㎡となっております。現地の所在地の地図は29ページに掲載しております。川北八坂神社の南東にある農地です。写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和22年より宅地として利用されております。固定資産税の名寄帳により、15年以上前から居宅が建築されていることを確

認しております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である１５年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては４月１６日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号２番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は雑種地、面積は４３４㎡となっております。

所在地の地図は３０ページに掲載しております。東部生コンの施設に囲まれた雑種地の東側部分の農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は隣接する雑種地と一体化した土地となっております。敷地内に建物が無いので経過年数を確認することができませんが、市税務課資産税係が発行した平成１４年以降現況が雑種地である証明書が添付されております。

これらのことから、安芸市農業委員会の非農地証明書発行基準である１５年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては４月１３日に内川昭二会長、野村勉委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号１番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、申請番号２番は私が行ないます。野村勉委員も、お願いします。

７番樋口委員 ４月１６日に弘井さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

８番西岡委員 ４月１６日に弘井さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

１番内川委員 ４月１３日に弘井君と野村勉委員と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

６番野村委員 ４月１３日に弘井君と野村勉委員と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 他になれば、採決いたします。議案第９号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第９号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第１０号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）についてを議題とし、事務局が説

明いたします。

事務局（弘井） それでは議案第10号の説明をさせていただきます。こちらは農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について安芸市長から意見を求められたものでして議案に載せていただきました。

それでは、整理番号1番からご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。所在地につきましては、33ページに地図がございます。特別養護老人ホーム八流荘から南東に行った国道55号線の南側にある土地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外の決定した後、農地法第5条の申請を行い、事務所兼自己住宅を建築する予定です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。除外後の転用事業者の現在の事務所が南海トラフ地震による津波の影響を受ける可能性があるため高台への移転が必要であるとのこと、また、除外後の転用事業者の事業用倉庫が申請地に隣接しており利便性もよいことからこの場所を選定しております。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましてはその他農地（第2種農地）になると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。代替性につきましては、申請地は事業用倉庫が隣接しており事務所兼自己住宅を建築として適していますので、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、雨水は地中に浸透させ、生活排水は浄化槽で処理後、北側水路に排水する計画となっております。建物以外は砂利敷きとし、県道南側の土地は110cmの盛土を行います。隣地境界部には土羽を施工する計画です。これらのことから支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機

能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

つづきまして、整理番号 2 番と 3 番ですが隣接しており状況も同様ですので、同時に説明させていただきます。

申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。位置につきましては、34、35 ページに地図を掲載しています。中ノ橋を渡った江川地区の天正山の土地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更理由は現況が山林となっているため、除外の決定した後、非農地証明を取得する予定です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。整理番号 2 番、3 番とも、現況が山林化している農地であり、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いもので、他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による事業面積は適当であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、現地の状況から支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

つづきまして、整理番号 4 番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。所在地につきましては、36 ページに地図がございます。安芸市防災センター南側の土地となっております。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更理由は除外の決定した後、農地法第 4 条の申請を行い、駐車場用地として転用する予定です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A3 サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。駐車場として転用し、賃貸借する計画です。当該地の南側に賃借人の事業所があり、不足していた職員駐車場として利用するため選定したものです。

必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図

を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては第2種農地になると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめんなはり線安芸駅から500m以内にある農地のためです。代替性につきましては、当該土地は賃借人事業所の職員駐車場を整備する場所として適しており、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、隣接農地に土砂が流入しないよう境界にコンクリート施工を行う設計であることから支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しています。

つづきまして、整理番号5番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。

所在地につきましては、37ページに地図を掲載しています。土佐くろしお鉄道ごめんなはり線穴内駅の北にある穴内八丁集落の土地となっております。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。変更後の用途につきましては、除外の決定した後、農地法第5条の申請を行い、墓地用地として転用する予定です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。除外後、転用事業者が墓地を建設するために転用する計画です。現在の墓地が南国安芸道路整備により移転が必要となったため、自宅から近く、管理等に便利な当該地を選定しています。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては、第3種農地になると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめんなはり線穴内駅から300m以内にある農地のためです。代替性につきましては、当該土地は墓地を建設する場所として適しており、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、隣接農地は当該地より高い位置にあり、盛土等の造成工事も行わないことから支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当していません多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しています。

つづきまして、整理番号 6 番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。

所在地につきましては、38 ページに地図を掲載しています。穴内東地集落の北東の土地となっております。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更理由は現況が山林となっているため、除外の決定した後、非農地証明を取得する予定です。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙の A 3 サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。現況が山林化している農地であり、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いもので、他用途への転換の必要性が認められます。また、当該計画による事業面積は適当であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、現地の状況から支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

以上、除外案件について説明しました。

続きまして、用途区分変更についてご説明させていただきます。議案書の 32 ページになります。

現地の写真もお配りしますのでご確認ください。位置につきましては、39ページに地図を掲載しています。川北のメリーガーデン東側にある農地となっております。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、変更後は既設農業用施設の駐車場拡張による農業用施設用地です。

用途区分変更後は、農地法第5条の申請を行い、農業用施設の駐車場用地として転用する計画です。

議案書で説明しますが、平成12年4月26日に土地改良法による換地処分が実施されております。都市計画区域外です。多面的機能支払交付金対象となっておりますので、関係課に報告しております。

写真を見ていただけて分かりますように既に転用されていますので、始末書の提出をしていただいております。

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

事務局（長野） 説明を補足させていただきます。除外の整理番号4番と用途区分変更については、現地写真を見ていただいたら分かりますが、既に事業を実施しております。このため、安芸市長あてに始末書の提出がされております。また、用途区分につきましては、ほ場整備事業を行った農地でありますので、農業用施設用地でしか転用事業ができない農地となっております。

（発言等なし）

議長 他になければ、採決いたします。議案第10号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第10号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）については、農用地区域からの除外を適当と答申することに決定しました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は5月24日の月曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。議案審議終了後に農林課各係からの事業説明を行ってまいります。

事務局（弘井） 年度が替わりましたので、旅費の委任状を書いてもらうようお願いいたします。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。